



平成 29 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社インベスターズクラウド
代表者名 代 表 取 締 役 古 木 大 咲
(コード番号：1435 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営管理本部長 高杉 雄介
(TEL. 03-6447-0651)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議し、本年 3 月 23 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

本年 3 月 23 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会において、必要な議案が承認されることを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 38 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて新設条文の一部と内容が重複する現行定款第 11 条（自己の株式の取得）、第 42 条（剰余金の配当等）及び第 43 条（中間配当）を削除するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u>(削除)3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 11 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 11 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法 第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第38条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して行う。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 3 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 3 月 23 日 (予定)

以 上